

熊取町議会委員会会議録

議員全員協議会

令和5年8月22日開催

令和5年9月14日開催

熊取町議会

目 次

〔議員全員協議会（8月22日）〕

熊取町第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の令和4年度実績報告について	2
犯罪被害者等支援条例の制定について	5
社会教育施設の使用料等の見直しについて	8
その他報告	14
1. 台風2号豪雨災害に伴う復旧について	14

〔議員全員協議会（9月14日）〕

熊取交流センター（煉瓦館）に係るネーミングライツの募集について	18
老人福祉センターの指定管理者の選定について	20
新型コロナワクチン接種の令和5年秋開始接種について	26
総合体育館等の指定管理者の選定について	27

議員全員協議会

月 日 令和5年8月22日（火曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	2	番	多和本 英 一	3	番	長 田 健太郎
	4	番	石 井 一 彰	5	番	田 中 豊 一
	6	番	大 林 隆 昭	7	番	田 中 圭 介
	8	番	矢 野 正 憲	9	番	渡 辺 豊 子
	10	番	二 見 裕 子	11	番	江 川 慶 子
	12	番	坂 上 巳生男	13	番	坂 上 昌 史
	14	番	河 合 弘 樹			
欠席議員	1	番	文 野 慎 治			
説明員	町	長	藤 原 敏 司	副 町 長		南 和 仁
	総合政策部長		東 野 秀 毅	総合政策部 統括理事		明 松 大 介
	総合政策部理事		野 津 惠	総務部長		藤 原 伸 彦
	住民部長		巖 根 晃 哉	健康福祉部長		木 村 直 義
	健康福祉部 統括理事		石 川 節 子	都市整備部長		田 中 耕 二
	都市整備部理事		永 橋 広 幸	会計管理者 兼会計課長		野 原 孝 美
	教育次長		阪 上 敦 司	教育委員会 事務局理事		三 原 順
	企画経営課長		近 藤 政 則	財政課長		竹 田 陽 介
	人事課長		阪 上 正 順	人権・女性活躍 推進課長		片 岡 涼 子
	下水道河川課 河川農水室長		庭 瀬 義 浩	生涯学習 推進課長		大 屋 真 志
	生涯学習 推進課参事		立 石 則 也	図書館長		原 田 貴 子
事務局	議会事務局長		林 利 秀	書記		阪 上 高 寛

案 件

- 1) 熊取町第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の令和4年度実績報告について
- 2) 犯罪被害者等支援条例の制定について
- 3) 社会教育施設の使用料等の見直しについて
- 4) その他報告
 - ・台風2号豪雨災害に伴う復旧について

議長（河合弘樹君）皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜りありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は13名であります。なお、文野議員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

議長（河合弘樹君）本日の案件は、熊取町第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の令和4年度実績報告についてほか2件とその他報告1件であります。

発言をされる方は、挙手の上、着座で、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、案件の終わられた方は、会議の途中で退席していただいても結構ですので、申し添えます。

なお、ただいま空調機器の不具合により、議場内において冷房がほぼ効かない状態となっております。よって、会議中は水分補給など、おのおので暑さ対策を行っていただいておりますので、体調管理に十分気をつけるようお願いいたします。

それでは、案件1、熊取町第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の令和4年度実績報告についての件をお願いいたします。竹田財政課長。

財政課長（竹田陽介君）それでは、資料の1ページをご覧ください。

第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の令和4年度実績報告について及び計画期間における総括についてご説明いたします。

まず、第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の令和4年度実績報告でございます。

少し読み上げいたします。

令和4年度の一般会計決算については、原油価格、物価高騰に伴う光熱水費などの増加に加え、子ども医療費の助成対象拡充など経常的な扶助費が増加したほか、公民館、町民会館のリニューアルオープンに向けた整備工事費等が増加したことなどにより、歳出全体では前年度から約2億円の増加となっております。

一方で、国税収入が増収になった影響などにより地方交付税の追加交付があったことや、地方消費税交付金をはじめとする各種交付金が増加したことに加え、前年度からの多額の繰越金もあって、財源不足を補うための基金繰入れなしで黒字決算を迎えることができております。

なお、ここで言う多額の繰越金というのが、前年度が6億円の黒字がございましたので、それを繰り越したことで黒字決算になったということでございます。

続けます。

しかしながら、繰越金の影響を除いた単年度の収支としては赤字となっており、また近年は、歳出のベースとなる義務的経費の増嵩に加え、喫緊の課題である少子化対策、デジタル社会や脱炭素社会に向けた取組といった新たな行政需要への対応に伴う経常的経費の増加が見込まれており、本町の財政状況は厳しさを増していくことが想定されます。

今後におきましても、これまでの行財政改革の取組を引き継ぐとともに、限られた財源をより有効的に活用しながら適切に対応していくことが極めて重要となってきます。第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」において、引き続き行財政改革による取組を進めてまいります。

今回、第3次の行財政構造改革プラン「アクションプログラム」に基づきまして、取組期間の最終年度となる令和4年度に実施した各改革項目について、取組内容等を集約しましたので報告するものでございます。

2ページをご覧ください。

1つ目、各改革項目の取組による効果額としまして総括表でございます。

令和4年度は、目標効果額7億5,491万3,000円に対して実績効果額は5億7,045万8,000円、差額としてはマイナスの1億8,445万5,000円でございます。

その下の表、実績効果額が500万円以上の取組を掲げてございます。例えば上から4つ目、41番、投資的事業の抑制ではマイナスの2億5,500万円、少し飛ばして46番、業務の見直しによる非正規職員の削減、こちらはマイナスの2億2,797万5,000円と、マイナスの効果額でございます。2つ飛

ばして64番、ふるさと納税の推進、こちらは6億2,310万5,000円と効果額を計上しております。下から2つ目、79番、し尿処理の広域化の検討、6,318万6,000円などでございます。

3ページをご覧ください。

2つ目として、令和4年度の基金繰入額実績を掲載してございますが、令和4年度の実績としては、いずれの基金も財源不足による繰入れは必要ございませんでした。その結果、その下の3番の表、令和4年度の基金現在高としましては、実績額のところ、財政調整基金は13億1,500万円、減債基金は7億9,400万円、公共施設整備基金は14億1,600万円という形で、目標を上回る基金現在高となっております。

一番下に、参考としまして令和4年度の一般会計の歳入歳出決算を掲載してございます。令和4年度については、歳入が177億1,844万6,000円、それに対して歳出が175億6,853万4,000円で、その差引きが1億4,991万2,000円です。そこから翌年度に繰り越すべき財源の7,402万3,000円を差し引きまして、実質の収支としては7,588万9,000円の黒字という形の決算でございます。

ただ、少し補足させていただくと、先ほど申し上げた6億円の黒字が前年度ございまして、それを4年度に繰り越しておるんですが、その6億円のうち半分の3億円は財政調整基金に積立しております。ですので、残り3億円残るべきところがこの7,588万9,000円という数字になってございますので、単純に4年度の実質単年度収支としてはマイナスの2億3,000万円ほどという形になってございます。

すみません、4ページをご覧ください。

4ページは、続きまして第3次の行財政構造改革プラン、この5年間の振り返りといったしまして、取組実績の総括をまとめてございます。

まず1つ目、総括でございます。

アクションプログラムの5年間の取組実績については、会計年度任用職員制度の開始や投資的経費の増加など目標どおりの効果を上げられていない項目もあり、令和元年度から令和4年度で目標を下回る結果となりましたが、平成30年度のふるさと応援寄附金による効果が大きく寄与しまして、目標に対して約24億1,100万円上回る結果となっております。

少し飛びまして、下から4行目の「また」以降です。また、基金繰入れに依存しない持続可能な行財政運営の確立につきましては、実際に基金繰入れが必要になった年度はありましたが、5年のうち3か年において主要3基金の繰入れが不要となりました。こちらは、計画期間におけるアクションプログラムの取組推進による一定の成果であると受け止めているところでございます。

その下の表をご覧くださいますと、5年間の目標効果額34億8,100万円に対して実績効果額としては58億9,300万円、その差額として24億1,100万円の効果額となっております。24億円の効果は出ておるんですが、やはり30年度のところの32億4,700万円というふるさとの効果が大きいものでございます。

続いてその下、2番の投資的事業の実績をご覧ください。

平成30年度から令和2年度までは見込額に対して事業費を抑制することができましたが、令和3年度、4年度においては大型単独事業の実施などにより上振れしており、5年間全体では約6,200万円の増加となっております。表のところをご覧くださいますと、5年間の見込額としては12億6,000万円見込んでおったところ、実際の実績としては13億2,200万円、その差額として、むしろ見込みよりも6,100万円ほど増加した形となっております。

この期間の投資的事業といいますと、例えば学校関係であれば東小学校の大規模改造工事であったり小・中学校のトイレの洋式化あるいはエアコンの整備、保育関係であれば中央保育所や西保育所の大規模改修、そのほか老人憩いの家の耐震化であったり、もちろん駅西整備事業、町道久保高田線、こういった事業を展開した結果、投資的事業としては見込みよりも増えた形になってございます。

5ページをご覧ください。

3番の基金繰入額実績でございます。基金繰入れにつきましては、財政調整基金、まず1つ目をご覧くださいますと、令和元年度と令和2年度に1億3,600万円ずつ繰り入れております。ただ、先ほども申しましたが、この5年間のうちで、ほかの3か年では基金繰入れは不要になってございます。ですので、5年間のサイクルでいいますと、もう毎年のように取り崩すばかりではなくて、一定積み立てる年も交互にできたという形で実績としてはなっております。

基金のところ、減債基金、公共施設整備基金とございます。その次、一番下、4番、基金現在高と地方債現在高の推移をご覧ください。

基金につきましては、目標を上回る基金残高を確保できた一方で、地方債の借金残高につきましては、投資的事業の増加あるいは公債費における据置期間の設定、こういったことで約10億円増加した形になっております。下の表の左側の基金をご覧くださいますと、30年度が72億5,800万円の現在高です。取組前の平成29年度が39億円ほどでしたので、まずふるさとの寄附金によって72億円の基金現在高になって、そこから、30年度から令和4年度には85億9,800万円という形で一定、基金のほうが増えております。

ただ一方、その右の地方債をご覧くださいますと、平成30年度が85億円だったものが少しずつやはり増加しておりまして、令和4年度では95億7,900万円という形で、この5年間で10億円ほど増えた形になっております。本町の予算規模からしますと、まだこの95億円が多過ぎる借金という形ではないのは事実です。ただ今後、公共施設の老朽化対策など投資的事業がますます増えていきますので、借金は増えていくことが懸念されますので、基金の残高と借金残高というのは併せて今後も注意していきたいと考えてございます。

続いて、6ページをご覧ください。

6ページ以降は、各改革項目の実績報告でございます。特に金額の大きいもの、トピックス的なものを中心に説明してまいります。

6ページであれば4番、生産性向上による超過勤務の抑制、こちらは令和4年度も超過勤務の抑制に向けた取組を進めましたが、効果額としては、右から2番目のところですが、令和4年度マイナスの3,636万8,000円となっております。

続いて、少し飛びまして9ページをご覧ください。

9ページ、24番、新電力の継続導入でございます。令和4年度につきましては、燃料価格の高騰などがありまして、取組内容のところですが、電力供給に係る入札が不調となり、関西電力送配電株式会社様との最終保障供給の契約を行っております。結果としまして、令和4年度の数值についてはマイナスの630万2,000円という効果額になってございます。

10ページをご覧ください。

10ページの30番、総合防災訓練の見直しです。内容としては、従来の展示型防災訓練ではなく、低コストかつ効果的な訓練を検討し、住民参加型の訓練を実施してございます。効果額としても264万5,000円を計上しております。

続いて、11ページをご覧ください。

11ページの下の方、39番、40番で、要保護・準要保護就学援助費の見直し、そして就学経費等助成金、遺児福祉年金の見直し、こちらにつきましては、令和4年度、コロナ禍、そして物価高騰という状況を踏まえまして、改正のほうを検討を見送るという形でしてございます。

12ページをご覧ください。

12ページの1つ目、41番、投資的事業の抑制は、効果額としてはマイナスの2億5,512万8,000円でございます。

その下、42番、保育所の民営化、こちらは令和4年4月1日から町立西保育所を西保育園として民営化移管を実施してございます。効果額としては、令和4年度が初年度になりまして、2,108万4,000円計上してございます。

続いて、一番下の46番、業務の見直しによる非正規職員の削減、こちらは、左側の取組内容のと

ころの米印をご覧ください、令和2年4月から新たな仕組みの会計年度任用職員制度が開始しておりまして、その影響で決算額が大きくなってございます。効果額としては、右から2番目のところでマイナスの2億2,797万5,000円でございます。

少し飛びまして、14ページをご覧ください。

下から2つ目の59番、各基金の有効活用ということで、令和4年度は産業活性化基金を活用することで産業活性化補助金の効果的な補助メニューを大幅拡充しまして、町内の中小企業者や農業者に対する支援を行っております。

その下、60番、61番、62番と各徴収率の向上が続いております。60番の町税であれば98.77%、15ページをご覧ください。1つ目の国民健康保険料は86.31%、後期高齢者医療保険料は99.62%、その次、介護保険料は98.93%ということで、いずれも高い水準をキープしております。

1つ飛ばしまして64番、ふるさと納税の推進、令和4年度の寄附金の決算額は12億7,036万9,000円、ここから経費を差し引きまして、効果額としては令和4年度6億2,310万5,000円という形でございます。

16ページをご覧ください。

3つ目、69番、職員数の削減ということで、行政サービスの低下にならないように配慮しながら職員数を削減し、取組前333人から令和4年4月1日は305人という形になってございます。

下から2番目、72番、73番、次のページの74番と、特別職の人件費の削減、それぞれ効果額として計上しております。

17ページをご覧ください。

17ページの下から3つ目、78番で公債費の抑制、こちらは、償還の際に据置きを設けたことで公債費を抑制することができたという形で、効果額として1億4,300万円計上しております。

ここで、その下、79番、し尿処理の広域化の検討、令和3年度から泉佐野市田尻町清掃施設組合へのし尿処理事務の委託を開始しておりまして、2年目としまして令和4年度は6,318万6,000円計上してございます。

18ページをご覧ください。

18ページの85番の旅費の検討以降につきましては、議員の皆様にもご協力をいただいている項目になります。

19ページをご覧ください。

最後の90番までが議会のほうで取り組んでいただいている項目になってございます。

結果、令和4年度全体としましては、19ページの右下の表でございますが、令和4年度の効果額実績5億7,045万8,000円となるものでございます。

私からの説明は以上でございます。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件1、熊取町第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の令和4年度実績報告についての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君）次に、案件2、犯罪被害者等支援条例の制定についての件を説明願います。片岡人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君）それでは、犯罪被害者等支援条例の制定についてご説明いたします。

まず初めに、制定の背景についてご説明します。

近年、様々な犯罪が後を絶たない中、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の方々は、身体的及び

精神的被害を被ることになります。こうしたことから、国においても犯罪被害者支援については様々な対応がなされているところです。

一方で、平成17年4月施行犯罪被害者等基本法第5条では、地方公共団体においても、法の理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し地域の状況に応じた施策を実施する責務を有すると規定されているところでございます。

犯罪被害について、第一次的責任を負うのは加害者ではありますが、町といたしましても、町民に最も身近な存在として犯罪被害者等に寄り添う施策を推進していく必要があることから、本条例の制定を行うものです。

それでは、概要について説明させていただきます。

資料の1、制定の趣旨でございます。

犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るとともに、町民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とさせていただきます。

次に、2の基本理念についてでございます。

犯罪被害者等の支援について、①被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならないこと、②犯罪被害者等の名誉または生活の平穏を害することのないように行われなければならないこと、③町、町民、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進されなければならないこととさせていただきます。

次に、3の条例案の概要についてご説明させていただきます。

総則でございます。本条例の目的につきましては、先ほど1の項目で説明させていただいた内容を中心に定めたものでございます。

次に、定義についてでございます。犯罪被害者等といった条例に用いる用語の定義を定めてございます。

次の基本理念でございますが、先ほど2の項目でご説明させていただいた内容を定めています。

次に、町の責務として、基本理念にのっとり、必要な施策を策定、推進することを定めています。

次に、町民等の責務として、犯罪被害者等が置かれている状況の理解や町及び関係機関等の支援施策への協力に努めることなどを定めています。

基本的施策でございます。

相談及び情報の提供といたしまして、町が犯罪被害者等の相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うことや、相談窓口を設置することなどを定めています。

次に、見舞金の支給ですが、犯罪等の被害により亡くなられた住民の方の遺族に対し遺族見舞金として30万円、同じく犯罪等の被害により重傷病を負われた住民の方に対して、重傷病見舞金として10万円を支給することを定めています。

次に、啓発活動の推進といたしまして、町が犯罪被害者等が置かれている状況や配慮の重要性について町民及び事業者の理解を深めるよう、広報及び啓発を行うことを定めています。

次に、支援の制限といたしまして、被害者と加害者との間に親族関係がある場合や被害者の誘発行為による犯罪である場合などについて、支援を行わないことができると定めています。

ご説明させていただきました本件条例につきまして、令和5年9月議会に条例案を上程し、ご可決いただいた後、10月1日に施行してまいりたいと考えてございます。

以上をもちまして、犯罪被害者等支援条例の制定についての説明を終わります。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）犯罪被害者等支援条例、必要な条例かと思えます。制定に取り組んでいただくことは感謝したいと思うんですが、大阪府下でこの条例を制定しているのはほかにありますか。

議長（河合弘樹君）片岡人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君）現在、大阪市、堺市、摂津市、松原市、守口市、箕面市、泉佐

野市、岬町の8つの市区町村が制定してございます。併せて大阪府も条例を持ってございます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

8つの市町ということで、この条例の中で一応本町がその条例の中に盛り込む条例案の概要の中についてちょっとお尋ねしたいんですが、最初の総則については全然あれなんです、基本的施策につきまして、盛り込む内容、それぞれ市町村によっては違うかと思うんですね。本町は見舞金の支給ということと啓発活動の推進、相談体制の提供とかそういうところの項目があるんですが、ほかの市町では、ちょっと私も摂津市のほうがホームページに上がっていたので摂津市のほうを調べさせていただいたら、居住の支援とか雇用の支援とかそういったものも入っておりますが、その辺のところとかは検討をなされたんでしょうか。

議長（河合弘樹君） 片岡人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君） 他市がどういう支援をしているかというのも特に大阪府下については全てお調べさせていただきまして検討させていただいたんですが、現時点では、本町といたしましてはまずはこの条例により相談支援と見舞金の支給を行って行って、相談を受けた中で熊取町という地域で必要な支援が何かというのを見極めながら、必要な場合はさらなる検討を行っていきたくて考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。相談を受けている中で、必要であればまた条例の中に盛り込んで改正していくということですね。

その見舞金についての件なんです、この条例の中に第8条として盛り込むという形になっているんですけども、摂津市のほうは単独で摂津市犯罪被害者等見舞金の支給に関する条例ということでまた別の項で条例制定していて、もう少し詳しく、どういった方が対象でどういうふうに申請するのかということは、規則もあるんですけども、条例の中でもそういうふうに詳しく書いてみたいんですが、そういうものがあつたほうが分かりよいかというふうに思うんですが、その辺の検討はどうなんでしょうか。

議長（河合弘樹君） 片岡人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君） 実際に具体的な今お聞きいただいた内容は、本町といたしましては規則に盛り込んでいく予定でございます。犯罪被害に遭われた方が熊取町民である場合に支給することですとか、金額以外のどういった方が受け取れるか、遺族見舞金を受け取れるのはどういった方か、重傷病見舞金の支給を受けられるのはどういった場合かなど、全て規則に盛り込んでいく予定にしているんですけども、条例で表すか規則で表すかということも重要ではあるんですが、実際には、ご相談を受けたりとか、実際に警察と協定を結んで、警察からも実際被害に遭われた方に熊取町の住民であればこういう制度がありますよという案内をしていただく中で、具体的に必要な情報提供ができると考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。規則で詳しい内容は盛り込んでいくということで、規則のほうがかよっと柔軟に対応もできるのかなというふうに今考えさせていただきました。またしっかりとこの条例制定に向けて取り組んでいただきますよう、また、相談窓口が一番重要かと思えます。そういった面で、相談の窓口に対応してくださる相談員というものはどういうふうに検討されておられるんでしょうか。

議長（河合弘樹君） 片岡人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君） 現時点では現在の職員で相談の対応をする予定です。様々な研修の機会を活用して、特に今、犯罪被害者の支援というのは国のほうでも注目の高いものですから、

いろいろな研修の機会が増えてきてございますので、そういうのを活用して対応力を高めて対応していきたいと考えてございます。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

犯罪被害者の方が本当に報われていないとか救われていないという現状がいろいろと現実、あるかなというふうに思いますので、そういった一人一人に寄り添う、本当に誰一人取り残さないという、そういった熊取町の精神の中でしっかりと寄り添いながら徹底していただきたいし、こういった条例を制定したということもしっかり周知も必要かと思っておりますので、その辺またよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（河合弘樹君） ほかに質疑はありませんか。田中圭介副議長。

7番（田中圭介君） 見舞金支給とか第8条の対象を見たときに、殺人死亡とか暴行等の重軽傷とか、最近多いのはやっぱり性的犯罪、またストーカー犯罪とか心身的な病気、そしてまた後遺症を持たされた方は重症病見舞金という中に入らなんでしょうか。

議長（河合弘樹君） 片岡人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君） 重傷病見舞金を受け取ることができる方の範囲というご質問ということでお答えさせていただきます。

基本的には、身体的な障がい以外にも精神的な、例えば医師の診断により1か月以上の療養が必要であり、かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度である精神疾患など、こういったものも規則のほうに記載して含んでいく予定でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君） 田中圭介副議長。

7番（田中圭介君） そしたら、そういう外的じゃなくて内面的なことも盛り込まれているということですね。はい、分かりました。

議長（河合弘樹君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件2、犯罪被害者等支援条例の制定についての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君） 次に、案件3、社会教育施設の使用料等の見直しについての件を説明願ひます。初めに原田図書館長。

図書館長（原田貴子君） それでは、案件3、社会教育施設の使用料等の見直しについてご説明いたします。

説明については、前半は図書館の原田が行い、後半は生涯学習推進課の立石が行いますので、よろしくお願ひいたします。

では、資料をご覧ください。

1、趣旨です。

社会教育施設の使用料に関しましては、せんだって6月議会定例会において熊取町公民館条例及び熊取町文化ホール条例をご可決いただき、また、減免規定につきましても5月30日の議員全員協議会にてご説明させていただいたところでございます。この公民館、文化ホールの使用料制定に併せて他の社会教育施設についても、第4次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」において、無料施設の使用料徴収の検討及び受益者負担の適正化を改革項目と位置づけていることだけでなく、むしろ施設利用が住民サービスの維持向上につながることに重きを置いた中で、無料施設の使用料設定の検討を行うとともに施設使用料と減免規定の見直しを行い、施設使用の公平性確保と受益者負担の適正化、さらには住民サービスの向上を図るものでございます。

2、見直し内容、（1）無料施設の使用料設定について、①図書館会議室等の使用料設定について

てをご覧ください。

図書館の会議室やホールは、これまで読書活動等に限定して利用いただいていたが、様々な住民活動が活発になり活動場所を求める人が増加している現状を踏まえ、今まで使えなかった一般の方も広く利用できるように使用範囲を広げるものでございます。一般利用を行うに際しては、無料というわけにもいきませんので、他の社会施設と整合性を図るため使用料を制定することとし、以下のとおり図書館条例及び規則の一部改正を行うものです。ただし、おはなし室及び録音室は閲覧室と同じフロアにあり、日々の図書館業務に利用されている部屋のため、使用料の設定は行わないものでございます。

ア、使用料の徴収に伴う図書館条例・規則の改正についてですが、使用の許可については、図書館の会議室またはホールを使用するときは教育委員会に申請し、その許可を受けていただきます。使用料については、人件費及び維持管理費等のコスト計算により、新たに表のとおり設定するものです。使用区分は、記載のとおり午前、午後A、午後Bの3区分、2時間ずつに区分しており、料金は会議室が1区分700円、ホールが2,000円とするものです。図書館の会議室は2部屋ありますが、どちらもほぼ同じ大きさのため、同じ料金としてございます。使用料の減免については、教育委員会が必要と認めたときは使用料を減免することができるとしています。具体的には、2ページ5行目に記載のとおり、社会教育施設全体の整合性を図るため、以下のとおりとするところです。

全額免除については、教育委員会、町議会及び町の執行機関が使用するとき、その他教育委員会が免除することを適当と認めたときとするもので、5割減額については、社会教育関係団体、その他公益を目的とした事業を実施している団体が使用する場合、町内の各官公庁、学校園並びに社会福祉法人等が公用または公益もしくはその事業を行うために使用する場合、教育委員会が特に必要があると認めたときとするものです。

少し戻りまして、3行目、4行目の使用の申請については、使用する日の三月前の初日から受付をするものです。使用料の還付については、使用期日前3日までに使用取消し申請をした場合は、5割相当額を還付します。

この条例、規則の施行日は令和6年4月1日ですが、施行日前であっても使用の許可等ができる旨を規定するものです。

以上が図書館会議室等の使用料設定の説明になります。

ここで説明員を交代します。

議長（河合弘樹君）続いて立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）次に、②その他の無料施設についてご説明いたします。

資料に記載の町民グラウンド、八幡池青少年広場、中央公園グラウンド、小・中学校体育館及び運動場一般開放のスポーツ施設につきましては、占用使用时以外は広く住民が自由に運動などができる施設として利用されており、使用料の設定により運動、スポーツをする機会が失われるおそれがあることから、使用料の設定は行わないものでございます。今回はこれらの施設の使用料の設定は行わないものと考えておりますが、今後、例えば体育館の空調設備の整備やグラウンド等の照明設備の整備を計画する場合には、設備使用に伴う実費的な負担を検討する必要があるかと考えております。

続いて、（2）施設使用料の見直しについてでございますが、教育・子どもセンター、熊取交流センター（煉瓦館）及び総合体育館（ひまわりドーム）につきましては、コスト計算を行った結果、現行の料金を継続することが適当であるため、見直しは行わないものでございます。

ただし、教育・子どもセンターの使用時間につきましては、施設管理及び利用団体からの要望により、使用区分の時間のみ下表のとおり改正を行うものです。使用区分の時間のうち、午後3時から午後5時の部分を改正後は午後3時30分から午後5時30分とするものでございます。この改正は、さきに改正させていただきました公民館条例の使用区分の考え方と同様、利用者の利便性を考え、使用区分ごとの間隔を30分空けるものでございます。

続いて、(3) 減免規定の見直しについてでございますが、公民館・文化ホールにつきましては、令和6年4月の開館に合わせ減免規定の見直しを行い、使用料につきましても全額免除、5割減額、公民館については7割減額を設けていることから、教育・子どもセンター及び熊取交流センター(煉瓦館)の減免規定についても以下のとおり見直しを行うものとします。

なお、総合体育館(ひまわりドーム)につきましては、記載の全額免除、5割減額と同様の規定となっており、現行の減免規定が適当であるため、見直しは行わないものでございます。

教育・子どもセンターの減免につきましては、公民館に準じた改正としており、全額免除は教育委員会、町議会及び町の執行機関が使用するとき、そのほか教育委員会が免除することを適当と認めたときとし、7割減額については、熊取町文化振興連絡協議会に加盟する団体が使用するときとしております。これは、教育・子どもセンターが旧町民会館分館の代替場所として文化振興連絡協議会の団体が利用されていることから、公民館同様、7割減額とするものでございます。5割減額については、社会教育関係団体、その他公益を目的とした事業を実施している団体が使用する場合、町内の各官公庁、学校園並びに社会福祉法人等が公用または公益もしくはその事業を行うために使用する場合、教育委員会が特に必要があると認めたときとするものでございます。

続いて、熊取交流センター(煉瓦館)につきましては、社会教育団体が社会教育に関する事業に使用するとき、社会福祉法人等が公益事業及び社会教育に関する事業に使用するときのいずれの場合も、文化ホールの減免規定と同様の規定とすべく、全額免除を5割減額に改正するものとします。

最後に、図書館条例及び教育・子どもセンター条例の一部改正条例の制定につきましては、本年9月議会上に上程させていただきたいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

以上で、社会教育施設の使用料の見直し等についての説明を終わります。

議長(河合弘樹君) ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

12番(坂上巳生男君) 今回の図書館会議室等の使用料の設定についてという新たな、これは条例をわざわざ改正してということなんですが、先ほどの説明の中で、様々な住民活動が活発になり、活動場所を求める人が増加している現状を踏まえ、一般の方も利用できるように使用範囲を広げるものぞという説明があったんですが、これは、現在図書館に対して図書館の会議室を利用したいという申出をする団体が増えてきているということなんでしょうか。

議長(河合弘樹君) 原田図書館長。

図書館長(原田貴子君) 図書館の会議室、ホールも使いたいというご要望があるというのが現状でございます。

議長(河合弘樹君) 坂上巳生男議員。

12番(坂上巳生男君) 現在は、そういう団体に対してこういう事情でお貸しできませんと断る場合が結構あるということですか。

議長(河合弘樹君) 原田図書館長。

図書館長(原田貴子君) 現在は、図書館の会議室等の使用に関する要綱というものを定めまして、その中で使用範囲として、会議室、ホールにつきましては読書活動推進及びまちづくり活動のための使用という規定をして使っていただいている状況です。ですので、それ以外の活動をされている方については、申し訳ございませんがということでお断りをしている状況でございます。

議長(河合弘樹君) 坂上巳生男議員。

12番(坂上巳生男君) 読書活動の推進及びまちづくり活動ということですか。まちづくり活動の推進というのは、例えば具体的に言うとどういうことなんでしょうか。

議長(河合弘樹君) 原田図書館長。

図書館長(原田貴子君) まちづくり活動というのは、自治会の総会とかそういったものを想定しております。

議長(河合弘樹君) 坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）大体分かりましたが、そうしますと、公民館で活動している文振連の加盟のサークル、そういった方々から要望があっても現状ではお貸しできませんということなんですね。

議長（河合弘樹君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）今現在は公民館の建て直し等をしておりますので、文振連の団体も図書館を一部使って活動というのをしておるような状況でございます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）現在は公民館の大規模改修をしているという事情もあってお貸ししているという、それは特別な事情ですね。図書館の会議室あるいはホール、そういったものを利用したいという方も増えておられて、それを貸出ししていくということはいいことだと思うんですが、今回それに伴って使用料を徴収するということなんですが、この辺は、図書館にはたしか図書館法ですか、その法律もございませぬ。それとの関係では特に問題はないんですか。

議長（河合弘樹君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）図書館法につきましては、第17条で「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。」という規定がございます。その規定があるのですけれども、入館料と、それから資料の利用に対する対価という形になりますので、本の貸出しや閲覧、図書館に入っただくことは無料でないといけませんが、そのほかの会議室などのそういうお部屋の使用というものについては、特段規制するものではないというふうに認識しております。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）分かりました。

ところで、それは分かったんですが、会議室の利用等に関して、今回の条例改正のように使用料を設定して料金を徴収しているという事例がほかの自治体でもありますか。

議長（河合弘樹君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）大阪府内の例になりますが、現在4つの自治体がございます、大阪府、守口市、柏原市、和泉市が会議室が有料となっております。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）今おっしゃっていただいた大阪府と守口市、柏原市、和泉市ですか、大阪府を含めて4自治体ということで、図書館の会議室で利用料を取っている自治体としてはまだ少数派ですよ。そういう中で、熊取町は子育て支援のみならず図書館や社会教育にも力を入れる、そういう自治体であるとは思っているんですが、そういう熊取町であえて会議室等で料金を取っている少数派の自治体の仲間入りをしようと、そういうことになるわけですよ。その辺は特にお考えはないんですか。

議長（河合弘樹君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）先ほど会議室が有料である自治体が4団体だというふうにお答えさせていただいたんですが、図書館の建物から見ますと、熊取図書館のように単独館の図書館と、それから府内には複合館で建っている図書館もたくさんあります。会議室がその中の複合館である場合で、有料で会議室を使っているんだけど管理をしているのが図書館ではないので、一緒に入っている生涯学習推進課が管理をしているとかそういった例もたくさんございまして、実際に図書館単独で有料にしているのが4つということになります。ですので、そういう目から見ますと、もう少したくさんの自治体が、図書館がある施設で会議室が有料になっているというのがあります。

それともう一点、考え方としましては、熊取町で何か活動したいと思ったときに活動する場所がちょっと少ないというようなお声も住民のほうから聞いているような状態で、そういう活動場所を探されている、ちょっと活動の場所に困っているというようなお声も聞いたということがありますので、その中で図書館を広げるということを考えることは必要かなと思って判断させていただいたところでございます。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）すみません、あと一点だけね。

その辺の事情はよく分かりました。現在の図書館の会議室、ホールの利用状況というのは、今、現時点は公民館が大規模改修の途中ですので、公民館が利用できないという状況の下で熊取図書館の会議室の利用もちょっと増えてはいるかと思いますが、これまでのそれ以前の熊取図書館の会議室の利用状況から見ますと、一定余裕があって、希望があればまだまだお貸しできますよという、そういうゆとりのある状況だったということですか。

議長（河合弘樹君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）令和4年度の実績になりますが、会議室、ホール合わせてになります。大体、午前、午後A、午後Bという3区分に分けて使用率を算出しているのですが、その使用率が平均大体41.4%という形になります。ですので、もう少し広げてご利用いただくことも可能かなというふうに考えております。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）図書館の料金を頂くという件ですけれども、全額免除、5割減免、ちょっと見ていてよく分からない点があって質問させてもらいたいですけれども、まず、使用料を頂くという中に図書館協議会の意見というのはどんなのでしたか。

議長（河合弘樹君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）図書館協議会のほうでは、やはりいろんなご意見があった中で、今ご説明させていただいたような住民からの活動場所が少ないんですというようなお話とかそういったことを話をさせていただき、現在の使用率、そういったものもお話しさせていただいた中で、一定ご理解いただいたというような状況でございます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）それでは、社会教育委員会議の意見はどうでしたか。

議長（河合弘樹君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）社会教育委員会議においても、この資料を基にご説明をさせていただきました。受益者負担の適正化であったり住民さんの利便性向上というところも踏まえまして、賛成の意見ということで取りまとめさせていただいたところです。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）それでは、先ほど坂上巳生男議員から質問あったんですけれども、今、公民館やホールの工事をやっているときでは使う場所が少ないというのはよく分かるんですけれども、例えば図書館で中心に活動されている読書友の会ですか、それから子ども文庫連絡協議会ですか、そういうところも今度は利用料が要るわけですか。

議長（河合弘樹君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）今現在活動していただいている熊取文庫連絡協議会でしたりとかくまとり読書友の会の活動というのは、一定図書館事業を協働で行う事業でしたりとかご協力いただく事業、町事業というふうな位置づけを持ちまして、全額免除というふうに考えております。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）それ以外の社会教育関係団体とかそれに準ずる団体は有料という、減免が半額だとか10割とかという場合もあるという解釈でよろしいんですか。

議長（河合弘樹君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）議員おっしゃるとおりでございます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）全額免除の条例を見ても、また規則も見てみないと分かりませんが、それから教育委員会が免除することを適切と認めたときということの中に、今、館長が言われてい

た一緒になってやっているという、そういうのはどういう位置づけなるんですかね。ほかの団体との違いというのはどういうあれなんですかね。

議長（河合弘樹君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）基本的には社会教育施設全体で同じような扱いになるということで、ただ、図書館の場合は読書関係団体といいますか、先ほどから申し上げました文庫連とか友の会というのが図書館では全額免除になるというような扱いになります。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ちょっと分かりにくいですけど、また条例のときに質問させていただきます。

それと、最後の熊取交流センター（煉瓦館）なんですけれども、2つ質問がありまして、1つはコミュニティ支援室、これ登録して1年間は登録した団体については無料で使っているんですけども、これは変わらないのかというのが1点と、2つ目は、全額免除が5割免除になるというふうに社会教育関係団体があるんですけども、それ今、全額免除の団体とそうでない団体とあるんですけども、その場合は全部5割なんです。どういうふうに解釈したらいいんですか。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）まず、1点目のコミュニティ団体につきましては、熊取交流センターの条例の設置の中でもコミュニティの醸成と記載しておりますので、また、町内においても社会貢献活動を行っている団体ということをもありますので、その辺を考慮して考えてまいりたいと思っております。

それと、全額免除と5割につきましては、先ほどの図書館と同じような考え方で考えておりまして、教育委員会が免除することが適当と認めたときということで、社会教育関係団体であるとか公共性が高い活動団体、例えば観光協会とか商工会、そういった団体については、総会等であるとかイベントのときには全額免除というふうに考えております。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）2つ目の質問がちょっとよく分からなかったんですけど、私、観光協会とかそういうのは聞いてなくて、社会教育関係団体の中で今、全額免除のところと、それから免除がないところがあるんです。1つ目は、全額免除のところは5割になるのか、それとも今免除がないところも5割になるのか、そのあたりです。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）煉瓦館の場合、全額免除しかもうなかったということがございますので、全額免除のところと5割のところという形に分かれます。ですから、社会教育関係団体につきましても、先ほど総会とかイベントの場合については全額免除になりますが、それ以外の場合、使う場合については5割の減額ということになります。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）また表でも作ってもらって示していただかないとちょっと分かりにくいので、分かるようにお願いします。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）田中豊一議員が質問した関連になりますが、利用料の減免に関して7割減額、7割減免の団体というのは文振連加盟の団体だけかと思うんですが、その7割減免、7割減額という言葉が出てくるのは公民館と、そして教育・子どもセンターだけになっているかと思うんです。文振連がそういう社会教育施設を利用するときに、公民館や教育・子どもセンターは7割減免があるけれども、その他の熊取交流センターや今回新たに条例制定される図書館の会議室等を利用するときには5割減額はあるけれども7割減免はないんだという、そういうことなんです。同じ文振連の利用であっても施設によって7割だったり5割だったりするという、そういうことなんでしょうか。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）議員おっしゃるとおりでございます。公民館と教育・子どもセンターについては7割減額、それ以外の施設につきましては5割減額でございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件3、社会教育施設の使用料等の見直しについての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君）以上で、本日の案件は終了いたしました。

次に、その他報告が1件あります。

台風2号豪雨災害に伴う復旧についての件を報告願います。庭瀬下水道河川課河川農水室長。

下水道河川課河川農水室長（庭瀬義浩君）台風2号豪雨災害に伴う復旧についてご説明させていただきます。

まず、6月2日、被災しました当日の降水状況でございますが、2日、1日の降水量としましては186.5ミリ、気象庁のほうで観測をし始めた1976年6月から47年間で、6月の雨としては観測史上1位の降水量となっております。通年におきましても観測史上4番目の降水量となっております。この日のうち、9時から12時までの4時間で1日降った186.5ミリのうちの半分以上である96.5ミリの降水量がこの4時間で集中して降ったというところが、この日の雨の状況でございます。

この状況を受けまして、2番目の被災箇所としまして、そこの表に掲げてございますとおり①から⑨までの9か所のところで被災がございました。場所について簡単にご説明させていただきます。

資料のほう、3ページのほうから被災箇所図の図面になってございます。

3ページのほうをお開きください。

そちらのほうで、①、②、③、こちらのほうが和田川の左岸の3か所になってございます。場所が大体、朝和口からずっと上がっていった長池公園の東側のところに位置するところの普通河川和田川でございます。

次に4番目、ちょっと北へ上がりまして、こちらが野田1丁目になります。ちょうど国道170号沿いのすまいるズの事務所のちょうど裏辺り、南側ぐらいで、二級河川住吉川と並走している大池の導入水路のほうの水路が被災したものでございます。

被災箇所図3分の2、4ページのほうをお開きください。

⑤、⑥としましては、準用河川見出川のちょうど大阪外環状線の北側になります。こちらの⑤のほうで、準用河川見出川の右岸が被災してございます。⑥については、直接護岸じゃないんですけども、そこの法面が被災したというところでございます。

次に、⑦、⑧ですが、こちらがひまわりドームのちょうど下ぐらいですね。小谷南4丁目になります。⑦のほうで、河川の左岸が被災してございます。⑧についても、ちょうど須藤製作所の裏ぐらいになるんですけども、こちら左岸のほうで被災してございます。

最後のページ、被災箇所図の3の3、5ページでございます。

こちらが普通河川見出川の右岸としまして、ちょうどダムからちょっと下ったところ、上高田の高田4丁目の中で、河川の右岸のほうで被災してございます。

以上、この9か所になってございます。

再度1ページのほうにお戻りいただけませんか。

この2の被災箇所の一覧表の一番左側に丸つき数字が書いてございますが、太文字になっております①、④、⑤、⑦、⑨、この5か所が国の補助金を対象に復旧していこうとしている箇所でございます。補助率のほうになります。①、⑤、⑦、⑨、こちらのほうが河川災害となっております。一応国の補助率が66.7%、④につきましては、この1件のみが農林災害となっております。

基本、補助率としましては65%となりますが、農林災につきましては激甚災害指定がされるという見込みとのことで、今の65%が8割から9割の補助率となる見込みでございます。それ以外の②、③、⑥、⑧につきましては町単独費となるものでございます。⑥については、これのみが工事費ではなく委託費となっております。河川の⑥のところ、ちょうど準用河川見出川の左岸側になるんですけども、河川の既設のブロックというものは特に崩壊はしていないんですけども、ブロックのない一部の天然護岸の部分が崩壊しているものでございますが、その上の法面ということもあって、国庫補助金を確保することが困難であることに加えまして、上の法面が大きくずれているところで、復旧についても工事期間中の安全確保、復旧工法の検討、隣接宅地との協議などが必要なことから、町単独費のほうで災害の起債を活用しまして災害復旧の設計委託及び復旧工事に取り組むこととしていきたいというものでございます。

また、それ以外の②、③、⑧につきましては、過去の災害復旧工事で未被災部分との地山へのすり付け部分で設置した土のうなどが崩壊したものの復旧でございます。こちらにつきましても、先ほどの⑥の委託費と同様に、町単独費で災害の起債を活用して取り組むものとするものでございます。なお、単独災害費は事業費の47.5%が交付税措置となるものでございます。

それぞれの復旧時期になりますが、⑥の委託以外につきましては、そのほかの工事につきましては、河川においては非出水期となります11月以降、また農業用水路では非かんがい期となりますこれも同じ11月以降に現場の着手のほうを目指しまして、復旧工事のほうは年度内完了を目標としてございます。また、⑥についての業務委託は10月に発注しまして、業務の年度内完了を目標としているものでございます。

続きまして、2ページのほうをお開きください。

3番の6月2日の被災直後の応急対応でございます。

近隣への影響や今後の降雨による河川の増水の影響を検討しまして、崩落法面にブルーシートをかける、法面の竹がずると落ちて流水障害というところもありましたので、その辺の流水障害となる倒れた竹の撤去などの対応を実施してきました。

次に、4番目としまして、被災直後に専門技術者による緊急現場調査を家屋が隣接する①、⑥の2か所で、土砂災害等における連携協力に関する協定書に基づきまして、被災後の6月10日の土曜日に一般社団法人地盤品質判定士会によりまして現地調査を実施してございます。その結果、流路を阻害している障害物の除去、法肩の排水工の整備に加えて、①ではブロックの基礎を施工する際の掘削方法、⑥については対策工法の検討設計の必要性などの報告を判定士会のほうから受けたところです。

最後になりますが、説明申し上げました復旧に係る工事費等につきましては、この9月議会のほうで補正予算として上程をさせていただいてございます。

以上、報告とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）その他報告が終了いたしました。質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）9月議会で予算で上がってくるというご説明だったんですけども、今ちょっと金額を教えていただくことはできますか。今、これ国の補助もあるかと思うんですが、総事業費という感じで今上がっている分。

議長（河合弘樹君）庭瀬下水道河川課河川農水室長。

下水道河川課河川農水室長（庭瀬義浩君）箇所数としては今上げさせていただいた9か所分になります。

ちょっと個々にはまたあれなんで、総額としましては約6,300万円ほどの補正を予定してございます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）その分は全ての総事業費、補助も入れてですか。町負担分ですか。

議長（河合弘樹君）庭瀬下水道河川課河川農水室長。

下水道河川課河川農水室長（庭瀬義浩君）今、総事業費は予算額になります。ここからまた入は別で上げてございますので。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。田中圭介副議長。

7番（田中圭介君）この台風2号というのは、直撃はしていないような台風でしたか。

議長（河合弘樹君）庭瀬下水道河川課河川農水室長。

下水道河川課河川農水室長（庭瀬義浩君）はい。この台風2号につきましては、特に直撃はしてございません。

議長（河合弘樹君）田中圭介副議長。

7番（田中圭介君）15日に上陸、直撃した台風7号では、何か災害等があったという報告は受けていないんですけど、何もなかったんでしょうか。

議長（河合弘樹君）庭瀬下水道河川課河川農水室長。

下水道河川課河川農水室長（庭瀬義浩君）8月14日、15日につきましては、台風の進路としては直撃したんですけども、雨も6月2日に比べますと、1日24時間でも60ミリ足らずしか降ってございません。1時間最大でも6ミリ程度の雨しかございませんでした。被害のところは全然なくて、道沿いの竹がちょっと倒れて通りにくくなったとかちょっと会所に葉っぱが詰まって流れにくくなったと、その程度の被害報告でございました。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中圭介副議長。

7番（田中圭介君）はい、分かりました。直撃したけれども何もなかったということで、よかったです。以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

議長（河合弘樹君）ほかに何かあれば承ります。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「14時45分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

河合弘樹

議員全員協議会

月 日 令和5年9月14日(木曜)招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員	1	番	文野慎治	2	番	多和本英一
	3	番	長田健太郎	4	番	石井一彰
	5	番	田中豊一	6	番	大林隆昭
	7	番	田中圭介	8	番	矢野正憲
	9	番	渡辺豊子	10	番	二見裕子
	11	番	江川慶子	12	番	坂上巳生男
	13	番	坂上昌史	14	番	河合弘樹

欠席議員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	教育長	岸野行男	総合政策部長	東野秀毅
	総務部長	藤原伸彦	健康福祉部長	木村直義
	健康福祉部長	石川節子	教育次長	阪上敦司
	統括理事	三原順	企画経営課長	近藤政則
	教育委員会事務局長	都志伸仁	生涯学習推進課長	大屋真志
	健康・いきいき高年齢課長	立石則也		
	生涯学習推進課参事	林利秀	書記	阪上高寛
事務局	議会事務局長			

案 件

- 1) 熊取交流センター(煉瓦館)に係るネーミングライツの募集について
- 2) 老人福祉センターの指定管理者の選定について
- 3) 新型コロナワクチン接種の令和5年秋開始接種について
- 4) 総合体育館等の指定管理者の選定について

議長(河合弘樹君) 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、議員全員協議会にご出席を賜りありがとうございます。ありがとうございます。

本協議会には、町長ほか関係職員の出席をいただいております。

ただいまの出席議員は14名全員であります。なお、定足数に達しておりますので、ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

(「13時30分」開会)

議長(河合弘樹君) 本日の案件は、熊取交流センター(煉瓦館)に係るネーミングライツの募集についてほか3件であります。

発言される方は挙手の上、着座でマイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、案件の終わられた方は、会議の途中で退出していただいても結構ですので、申し添えます。

なお、ただいま空調機器の不具合により、議場内において冷房がほぼ効かない状態となっております。一定の暑さ対策は行っているものの、十分ではありませんので、水分補給など、おのおので暑

さ対策を行っていただき、体調管理に十分気をつけるようお願いいたします。

それでは、案件1、熊取交流センター（煉瓦館）に係るネーミングライツの募集についての件を説明願います。近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） それでは、私から説明いたします。

資料をご覧ください。

まず、1、趣旨・目的につきましては、本町の新たな歳入確保に向け、第3次行革プランにも位置づけておりました平成29年12月に施行しております熊取町ネーミングライツ導入に関するガイドラインに基づき、ネーミングライツ対象町有施設のうち、既に募集中の記載のとおり4施設に加え、今回、新たに煉瓦館を募集対象施設とするものでございます。

追加するに至りました、2、理由につきましては、今般、8月末に町内事業者の方から、現在はネーミングライツ募集対象施設になっておりませんが、熊取交流センター（煉瓦館）に対し、ネーミングライツ募集の相談がございました。

これを受けて検討しました結果、募集中の施設に対する提案実績がない状況におきまして、新たな財源確保策として、また煉瓦館がガイドラインに定めるネーミングライツ対象町有施設であり、想定施設の一つでもあったことから、新たに煉瓦館を追加し、相乗効果としまして、選択肢を増やすことにより、積極的な提案を促すことが追加の理由でございます。

次に、3、募集対象施設につきましては、次の5施設のとおりとなりまして、熊取交流センター（煉瓦館）、熊取町立総合体育館（ひまわりドーム）、熊取町立町民グラウンド、永楽ゆめの森公園、奥山雨山自然公園について、ネーミングライツを募集するものでございます。

最後に、4、今後のスケジュールでございますが、本日の議会への報告と意見聴取を経まして、11月1日以降、新たに施設を追加した上で改めて公募開始し、広報くまとり、ホームページなどにより周知を行います。

その後、12月中には選定委員会による提案に対する審査を行い、ネーミングライツを決定した上で、令和6年2月1日からネーミングライツ使用開始予定としております。

以上でございます。

議長（河合弘樹君） ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。大林議員。

6番（大林隆昭君） 特に反対するものではないんですが、この選定委員会というのがどのような方がなられるのかと、あと、もう一度確認なんですが、それぞれの施設のネーミングライツの金額と愛称の選定する方法にどれだけネーミングライツをする方の意向を踏むのかということと、あと、それぞれの施設に飾ってある看板とかそういうもの等々については、どういうふうに変換していくのか、それとあと、その費用は誰が持つのかということをお願いいたします。

議長（河合弘樹君） 近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君） 大きく3点ご質問いただきました。

まず1つ目なんですけれども、選定委員会、これは4人の委員で構成をいたします。まずは、このネーミングライツ事務の所管部長であります総合政策部長、そして総務部長、あと施設の所管の担当部長級職員、煉瓦館となりますと煉瓦館の担当の部長級職員、最後に制度所管課長であります私の4人で内部の選定委員会を開催いたします。

2点目のご質問につきまして、金額でございます。

金額につきましては、前提としまして、このネーミングライツを募集するに当たって、何か設定をして幾ら、最低これだけは頂きたいというふうなものではなく、事業者の方から、広告主の方からご提案をいただくという方式を取っております。ただし、それが、じゃ1万円とか2万円とか、そういった場合にネーミングライツとして採用するかということになりますと、決してそんなことではなくて、選定委員会の中で選定基準というものを定めております。100点満点のうち、配点としまして、こちらはガイドラインにも示しておるんですけれども、50点はその価格というか提案され

る金額になっております。非常に重視したものではありませんので、そこでしっかりと判断をしていきたいというところ。

あと、愛称につきましては、事業主、事業者ですね、広告主からご提案いただいたものに対して、これも配点を定めておまして、20点の配点を定めております。どういう内容で提案されるかによっては、判断の分かれるところでございます。

最後の3点目、看板等なんですけれども、当然いろんな施設にいろんな看板使っております。道路標識も含めて、道路案内板も含めて、いろんなところに使われております。こちらにつきましては、基本的に看板を付け替える費用に関しましては、広告主、事業主の負担ということになっておりますので、どこの看板を替えますかというのは協議の中で決めてまいりたいと思います。当然、原状復帰まで含めて事業者の負担というふうに設定しておりますので、ご安心いただければと思います。

以上でございます。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）ありがとうございます。

いろんなところでネーミングライツやっておられるんですが、プロ野球のスタジアムとか、大きいところではJリーグのスタジアムとか、どこまでもととの名前を残すんかというところと、ひまわりドームとか煉瓦館とかというところの名前を今まで何年も使ってきたので、突然違うネーミングライツの名前で告知すると、皆さん分かっていただけるのかというところなんですけど、2月1日からスタートというところで、広報紙関係に関しては、公式には当然ネーミングライツの名前が載るわけなんですけど、もともとの名前というのもしばらくは併用するのかどうかというのは、お願いできますか。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）ご指摘のとおり、やはり愛称については、住民の皆様方から募って決定した愛称でございます。大事にしたいと考えております。その点では、募集の際、この後、募集要項というのを定めます。募集要項の中で、条件として、煉瓦館という愛称は残すということを条件に募集してまいりたいと考えております。

事前に、こういうものを公募しますという周知のみならず、大林議員おっしゃるように、使用する際には、様々な媒体を活用しまして、住民の方々に混乱のないように、そこはしっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）このネーミングライツについて、新たにまたやっていくということは賛同させていただきたいんですが、その中でちょっとお尋ねしたいんですが、今回、煉瓦館をネーミングライツの対象施設にした理由の中に町内事業者からの相談があったというふうにはありましたが、というところは、その町内事業者が手を挙げたいというところのご相談だったんでしょうか。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）はい、おっしゃるとおりです。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

今、この後の、前々から募集しているところは、全然そういう募集しても決まっていなくていいところになっているかと思いますが、その中で、今回は煉瓦館については、そういった意向を持たれている方がいらっしゃるということで、実際のところ、この事業が前向きに進むということになるのかなというふうに思うわけなんですけれども、その中でしっかりと、選定委員会の中で、今いろいろご意見いただいた分とか踏まえて、ネーミングライツの、町民に愛称持てるような、そういった条件とかいろいろ検討した上でものにしていただきたいと思います。と思っています。

あと、もう一つ確認させてもらいたいのは、体育館、グラウンド、また永楽ゆめの森、奥山雨山自然公園については、今、まだ募集中というところですが、現在の状況はどういった、何人かは声があったのか、一応やったのかどうなのかというところは、どういう状況なのでしょう。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）相談というカテゴリーでいえば、ご相談はいただいている施設もございません。

説明の中でも申し上げたんですけれども、相乗効果といいましょうか、まず煉瓦館で、今回、ネーミングライツが導入できた暁には、ほかの施設にも、じゃ、私もやってみようかなというふうな効果も期待しておるところがございます。そういった取組を通じまして、少しでも独自財源、収入源の確保というところで、歳入をしっかりと確保していきたいなというふうに考えているところがございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。二見議員。

10番（二見裕子君）今回、この煉瓦館が今までネーミングライツの対象施設の中になかったところが追加されたというのは、ご相談があったというところなんですけれど、ほかに、もし施設の中でそういう相談があった場合、このような形でまた施設を追加していくというふうな方向でいくということでしょうか。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）場合によっては、そういうこともあろうかと思いますが、何でもかんでもというふうにしたときに、やはり数を絞って、まず実績をつくっていくという狙いでもってこれまで運用してきたところでございます。ただ、おっしゃるとおり、場合によっては、そこは検討していかないといけないと考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。大林議員。

6番（大林隆昭君）すみません、ちょっと聞き忘れたところがありました。

令和2年11月の議員全員協議会の話なんですけど、公民館と文化ホールについてもネーミングライツを導入するのは検討していきますというような言い方やったんですけれども、そのあたりは、この際、一緒にというのはなかったんですか。

議長（河合弘樹君）近藤企画経営課長。

企画経営課長（近藤政則君）文化ホールにつきましては、特に来年の4月1日オープンということもございまして、現時点では、まずはそのスタートを待ってからというふうに考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）印刷物もこれからなんで、もし新しい建物で同時にネーミングライツというのが可能であれば、踏み切ってもいいのかなというふうに思うので、またご検討お願いいたします。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件1、熊取交流センター（煉瓦館）に係るネーミングライツの募集についての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君）次に、案件2、老人福祉センターの指定管理者の選定についての件を説明願います。都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（都志伸仁君）それでは、老人福祉センターの指定管理者の選定についてご説明させていただきます。

資料に沿ってご説明します。

まず1点目、指定管理者の選定についてですが、老人福祉センターの今後の活用については、現機能に加えまして、実現が急務となっている地域共生社会の拠点施設としての活用や災害時のボランティアセンター機能を付加することを想定し、現在、改修を予定しております。

この改修においては、施設の廃止、除却等も含めた老人福祉センターの必要性の検討を行い、結果的に施設の有効活用やその他のメリットも鑑み、改修後は現行の老人福祉センター機能を継続するとともに、社会福祉法に基づく公共の団体として唯一の活動を促進する社会福祉法人熊取町社会福祉協議会がセンターに事務所を置く方針であると、議員の皆様にも議員全員協議会等においてもご説明させていただきながら進めてきた経過がございます。

これらの経過を踏まえ、今回の指定管理者の選定においては、以下の理由により随意選定としたいと考えています。

続いて、2点目の随意選定の理由でございますが、町の福祉施策において、老人福祉センターに地域共生社会の実現につながる拠点整備を行い、ボランティア団体や地区福祉委員会との連携など、町の地域福祉全般を担う社会福祉協議会が事務所を移転し、地域共生社会の実現に向け推進していく中で、指定管理者としてセンターの管理運営業務も一体的に行うことで、これまでの老人福祉センター機能に加え、総合的な福祉の事業展開が可能となり、住民サービスの向上が図られ、また効率的かつ効果的に施設を管理運営することができ、加えて、これまでの指定管理委託料がさらに削減が期待できると考えております。

続いて、3点目の選定方法についてでございますが、指定管理者選定委員会において随意選定理由及び募集要項について審査を経まして、指定管理候補者からの事業提案をいただきまして、その内容を審査し、候補者の選定を行う予定でございます。

続きまして、最後に4点目の選定スケジュールでございますが、令和5年10月上旬に選定委員会委員委嘱を行い、先ほどの説明のとおり、選定委員会を2回開催し、12月の町議会定例会におきまして指定管理者の指定の議案の上程をいたしまして、議決をいただいた後、指定管理者への通知、告示を行います。続いて、令和6年4月指定管理開始、改修後、社会福祉協議会が移転していくというスケジュールでございます。

以上で、老人福祉センター指定管理者の選定についての説明とさせていただきます。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）現在、老人福祉センターの指定管理業務をやっているのは、たしかシルバー人材センターだとは思いますが、それで間違いございませんか。

議長（河合弘樹君）都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（都志伸仁君）はい、おっしゃるとおりです。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）事前に、現在のシルバー人材センターがこの指定管理者として選定された折の過去の記録をちょっと調べておったんですが、その当時は、指定管理事業者を募集して、選考委員会で選定したと思うんですが、そのとき、応募事業者はシルバー人材1社だけだったと思います。

結局、老人福祉センターの指定管理業務というのは、募集してもシルバー人材しか応募者がいないということに表れているように、あまり魅力がなかったんじゃないかなという気がするんですが、それについてどう思われます。

議長（河合弘樹君）都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（都志伸仁君）議員おっしゃるように、前はシルバー人材センター1社でございました。

しかし、その前の選定委員会においては、シルバー人材センター以外にも1社、法人が手を挙げていただいた経過がございますので、シルバー人材センターでしか向かないとか、そこしか可能性

がないとかという感触は特に思っていないです。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）私、ちょっと余計な心配かも知れませんが、今回、随意選定としたということで、随意選定理由という中で、社会福祉協議会は老人福祉センターの中に事務所を構えて、指定管理者としてセンターの管理業務も一体的に行うということで、より合理的にといいますか、住民サービスの向上が図られるというふうな感じの説明になっておるんですが、社会福祉協議会の側からして、恐らく事前にもうこういう話合いが進んでいるんだと思いますが、社協のほうで、随意選定という形にせよ、今度から老人福祉センターの指定管理業務も担うということについては、社協のほうでは特に何ら問題はないんですか。社協のほうは、そのことで、よっしゃ、やりましょうという意向にはなっていないのでしょうか。

議長（河合弘樹君）都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（都志伸仁君）この地域共生社会の拠点の施設の整備というところで方針を進める際には、もちろん社会福祉協議会とも協議しながら進めておりますので、その理解の上で、今回、ここまで至っているのが現状でございます。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）ご意見いただいた件ですけれども、これからの老人福祉センターの場所は、地域共生社会の拠点として改修させていただいて、その拠点にまず社協は行きます。今までの老人福祉センターの機能も残させていただいて、今まで使っていた方も両方するということですので、一つの場所ですけれども、そこを一体的にすることの意義を持っているというところは理解いただけたらというふうに思います。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）現在、シルバー人材に指定管理をお願いしているわけなんですけど、シルバー人材センターにお支払いしている指定管理料というのは年間幾らになるんですか。

議長（河合弘樹君）都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（都志伸仁君）令和5年度の予算でいきますと510万円、4年度、3年度も、2年度も同額です。平成31年にいくと505万円です。消費税の増加に伴って510万円になってきています。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）その指定管理委託料に関して、これまでの指定管理委託料からさらに削減が期待できるというふうに書いてあるんですが、これはどういう根拠で削減が期待できるとおっしゃっているのでしょうか。

議長（河合弘樹君）都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（都志伸仁君）委託料の削減についてですが、今現在、見込んでいますのは、先ほどのとおり510万円が、今、委託料となっているんですが、その内訳の中では、施設管理されている人件費が、今現在、その内訳であるんですけれども、社会福祉協議会がそこに事務所を置くことで、その業務については社会福祉協議会が担っていただくと、そういうところも事前に社会福祉協議会と協議しながらここまで来ているのが現状です。

議長（河合弘樹君）坂上巳生男議員。

12番（坂上巳生男君）私、指定管理業務を担うことで社協の仕事がどの程度増えるのか、細かいところはよく分かりませんが、指定管理業務を担うことで今まで以上の社協の仕事が増えるわけですね。だから、それに見合うだけの指定管理料をお支払いする必要があるかと思うんで、安易にそれを削減ということで、しんどい仕事を押しつけるというふうなことはないように、ぜひお願いしたいというふうに思います。

以上。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）この老人福祉センターの工事の関係の説明を受けたときに、この地域共生社会の拠点施設にしていくんだということ、それと災害時のボランティアの拠点の機能も置くんだということで説明受けています。

それで、私はこのことは賛成なんですけれども、2つほどちょっと聞きたいことありまして、一つは、この随意選定にならざるを得んかなと思うんですけれども、こういう話であれば。今、ふれあいセンターの中で社協事務所を構えているんですけれども、これは利用料について、無料なんですか。

議長（河合弘樹君）都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（都志伸仁君）利用料については無料です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）無料ということは、考え方としては同じような形になるんですけれども、指定管理ということやからちょっと、当然光熱水費とか人件費だとか、そういう面で重なる部分があるにしろ、その部分が指定管理料としては減額されるということになるわけなんですけれども、要するに利用料は無料だということですね。

あと、老人福祉センターという名前なんですけれども、これは条例の改正とか名前、要するに拠点施設にすると、地域共生社会、どういう名前にしたらいいんか知りませんが、そういう名前に変えるとか、そういう予定ありますか。

議長（河合弘樹君）都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（都志伸仁君）名前の件なんですけど、老人福祉センター自身については継続し、現在の利用者もごさいますので、継続した形で老人福祉センターというものは残します。ただ、愛称として、外向きに、あの施設は何たらセンターとかいうところは、社協のほう、もしくはこちら内部で話し合いながら、募集するのかどうかということも含めて、何か愛称をつけるというところは、今、考えているところでございます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）分かりました。老人福祉センターの機能も残す中で、この地域共生社会の拠点施設だというのが分かるような愛称とか、またお願いしたいと思います。

老人福祉センターという名前が残るとということは、老人福祉センター機能も残って、今までと同じような形でやっていくんですけれども、今まででもシルバー人材センターがやっていただいている中でも、貸出しとか、中にある道具とか、そういうものを使うのが中心やったようなんですけれども、例えば社協が入ることによって、サービスですね、老人、高齢者の方への、いろいろあると思うんですけれども、そういうことは何か考えておられますか。

議長（河合弘樹君）都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（都志伸仁君）社協が入ってでのサービスの向上というところなんですけれども、まず老人福祉センターの活用として、今後の活用として、今回、改修に至っているわけなんですけれども、その改修に至る段階で施設の老朽化がございましたので、その改修をする、そこに投資する分を考えたときに、その施設で、では何をするのかという、現状の老人福祉センターの継続だけではそれに見合う額というのがいけるのかということも当然検討させていただいた。じゃ、どうやって活用するかということで、社会福祉協議会が入るところで地域共生社会を、今現在の急務となっている実現、これに向けて施設整備を行うということに至っています。

施設の活用としては、そこが老人福祉センターを幅広く活用できているというところに考えはあるんですけれども、指定管理者のサービスの向上というところ、今回のこの改修が、そのサービスの、老人福祉センターの機能については維持したままというところが基本ですので、当然既存の利用者をこのまま利用いただくというところは維持していきたいと、老人福祉センターの機能は維持して、社会福祉協議会の機能を付加するというところがベースでありますので、そこはちょっとご理解いただきたいと考えています。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）たしか、これ工事を、2階も含めてしっかりしたものにするということで、たしか緊急防災の起債を借りようになっていたと思うんですけども、緊防債の場合は、やはり災害のボランティア機能であるとか、地域共生社会という意味も大分あると思うんで、それがどうしてもメインになってくるのかなと思うんですけども、せっかく社協が入るんだから、今までの老人福祉センターの機能だけではなく、人的にいろいろできることが高齢者の方に対してあるのであれば、健康面も含めてプラスアルファしていただきたいと思うんですが、そのあたりいかがですか。

議長（河合弘樹君）石川健康福祉部統括理事。

健康福祉部統括理事（石川節子君）すみません、先ほど緊防債ということでした。以前、そのお話もさせていただいたんですけども、2階をとるときにまた考えまして、公共事業等債というのを活用させていただくというところがまずございます。

今回の地域共生社会の拠点というところで、社協は、今もやっている事業は移るんですけど、それにプラスして、また考えられているところもあります。

大きくは、拠点ができますので、いつも相談できる場所、いつでも居場所ができる場所、いろんな、ひきこもりの方とか介護者家族の会の方とか、いろんな方の支援をされていますので、そういう居場所、いつでも来られる場所というところをまずつくっていききたいというお話が聞かせていただいています。

あと、言っていたように、高齢者に対して、今もタピオステーションであるとか、楽しく生きる知恵探しは社会福祉協議会が、今、委託を受けてやっておりますので、そういうものも福祉センターのほうに行って、高齢者の方も、皆さんが使っていただけるというところも、そこは期待しているところです。

詳しい内容につきましては、今、話合いですので、こういうこと全部しますというのは今の時点では言えないんですけども、今、いろいろ話合いをしているところです。また、オープンされる際には、皆様にもそこはしっかりと周知させていただきたいと思っています。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）最後です。

ちょっと、今までと違う運営の仕方、住民の方にプラスになるように老人福祉センターの機能も残すというのであれば、できる範囲の、当然指定管理ですから、その仕様書とかそういうもん、これから作っていくんやと思いますけれども、その中でできる範囲のことをお願いしたいと思いません。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）先ほども、ちょっとネーミングライツでもあったんですが、今回もこの指定管理というところで選定委員会というものを設置するというところで、その選定委員会のメンバーというのはどういう方で構成されるのか、何人とするのか、教えてください。

議長（河合弘樹君）都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（都志伸仁君）選定委員会のメンバーですが、規則では学識経験者と住民代表、町職員という構成で開きたいと思っています。

人数については6名で構成すると、そのメンバーについては、まだ、今後決めていくというところでございます。

議長（河合弘樹君）渡辺議員。

9番（渡辺豊子君）分かりました。

随意選定になるということになりまして、選定委員会でもたいろいろ、提案されました社協になるんですけども、今後取り組んでいく事業の提案とか、そういったものを出していただくということになるかと思うんですが、先ほど坂上議員も言われていましたけれど、今、本当に社協の事

業って、もうめちゃくちゃ大変いろいろお忙しい、複雑な本当に支援的な、住民への経済支援というか、そういった共生社会に向けての内容とか、いろいろ取り組んでおられまして、先般も職員が足りないということで募集とかされておりましたが、そういった中で、今回、こうやって老人福祉センターの指定管理もするというところで、本当に大変ではないかなというふうに思うんですが、そういったところで、やっぱり人員配置も必要なので、指定管理料が削減できるというふうに書いていますが、結局その指定管理料は、この社協が運営するに当たって、指定管理料というものを新たに設定しなければならないかなというふうに思うわけなんです、その辺のところとかはどうなんですか。

議長（河合弘樹君） 都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（都志伸仁君） 指定管理委託料については、今現状、510万円というところがあります。先ほど、坂上議員からもご心配いただいたところ、社協の過度な負担にならないようにというところはございます。

それで、一旦、これまで協議をさせていただいてきた中で、社協が事務所を置くと、その中で利用許可、利用申請を受けていただくというやり取りはお願いしたいと、そういう協議はしてきていますので、そこが業務負担になってどないもいけへんから、そこは誰か1人入れてくれという話までは、今のところ現状では至っていないんですが、ご心配いただいたような話が、今後、指定管理者として入っていく中で、もしそういう課題がもし出てくれば、そのときに対応策というのは考えないといけないかなとは思いますが、今現在のところ、協議の中ではそこまで具体的な話というのは出ていませんので、今想定している、もともと、今、シルバーでいくと、お一人シルバーの方が張りついていただいているんですけれども、その分の削減というのは見込めるのかなというところで考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

じゃ、今、社協のほうに補助金という形で出していますよね。その金額で指定管理もやっていただくということになってくるわけですか。

議長（河合弘樹君） 都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（都志伸仁君） 社協の補助金は、社協の補助金そのままです。指定管理委託料は指定管理委託料で、施設管理の業務として、委託料としてお支払いするということになります。

議長（河合弘樹君） 渡辺議員。

9番（渡辺豊子君） 分かりました。

また、ちょっと具体的に、指定管理料が削減できると、委託料か何か書いていたと思ったので、どうなんかなと思ったんですが、その辺、またもう少し具体的に分かったら教えていただきたいんですけれども、それと、選定委員会の中で事業提案の内容とかの審査とかもあるというところで、事業提案もしていただかないといけないというところになってくるかと思うんですが、随意選定の場合、その事業評価というんですか、そういうのもまた評価委員会というか、後で、学童のときでもそうですよね、事業内容につきましての評価というものを、実際どうやったかというところの評価もしていく、そういった委員会みたいなもの、あったかと思うんですが、そういうふうなものも考えておられるんでしょうか。

議長（河合弘樹君） 都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（都志伸仁君） その評価の点につきましては、先ほども豊一議員のほうに答弁させていただいたとおり、指定管理業務というのと社会福祉協議会の業務、社会福祉協議会の業務というのは別途補助金のほうで運用している業務になりますので、そちらは補助金、補助事業としての評価、監督というのがあります。指定管理業務のほうについては指定管理、切り分けた形で評価していくというところで考えています。

議長（河合弘樹君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件2、老人福祉センターの指定管理者の選定についての件を終了いたします。

議長(河合弘樹君)次に、案件3、新型コロナワクチン接種の令和5年秋開始接種についての件を説明願います。都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(都志伸仁君)それでは、新型コロナワクチン接種の令和5年秋開始接種について、資料に沿ってご説明します。

まず1点目に、令和5年秋開始接種についてですが、①として、接種開始時期につきましては令和5年9月20日からございまして、②接種対象者としては、今回は追加接種可能な生後6か月以上の全ての年齢の者を対象としています。

続いて、③使用するワクチンですが、現在、流行主流株であるオミクロン株XBB.1.5対応の新たな1価ワクチンの使用を基本としています。メーカーについては、ファイザー社、モデルナ社製となっております。もう一つは、これまでも使用しています、アレルギー等でこのオミクロン株の対応ワクチンが接種できない方については、従来型対応のワクチンと武田社製の組換えタンパクワクチンとなります。

続きまして、2点目の公的関与規定の適用についてですが、これは努力義務の対象ですが、基本的には感染したときにリスクの高い方が対象となっております。65歳以上の高齢者の方、②として、基礎疾患を有する方、③として、その他リスクが高いと医師が認める方が努力義務の対象とされています。

続きまして、3点目の接種券についてですが、接種券につきましては、発送する対象者としましては、前提としまして、これまでの接種の機会において接種をせず、接種券をお手元にお持ちである方へは、重複してお持ちになり、2回接種の接種事故等起こらないように防止するために、今回、そういう方には接種券は送らないこととしてございまして、①として、前回接種から3か月以上経過した方で、下に記載の2つの対象者の方へ送付いたします。

まずは、12歳以上で令和5年5月8日以降に新型コロナワクチン接種済みの方、こちらは約8,000人いらっしゃいます。次に、12歳から64歳で令和4年秋以降に新型コロナワクチンを接種済みで、その後、接種券の発行を受けていない方、こちらは約5,500人いらっしゃいます。

現在、順次送付している状況でございます。

次に、②接種券発送時期ですが、既に9月5日から発送を順次行っておりまして、コールセンター、医療機関の混雑緩和のため、各日2,000通程度ずつ発送している状況でございます。

続いて、4点目の予算関係ですが、下表のとおり、10月以降の必要な経費について、9月追加補正にて計上させていただいております。

内容につきましては、歳入は、歳出の予算額に応じた国の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金となります。

歳出予算ですが、会計年度任用職員に係る予算とコールセンターに係る予算のみとなっております。

その他の予算につきましては、必要経費はございますが、先般の3月補正にて措置いただいております予算において対応できている状況でございます。

令和5年秋開始接種については、以上となります。

議長(河合弘樹君)ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件3、新型コロナワクチン接種の令和5年秋開始接種についての件を終了いた

します。

議長（河合弘樹君）次に、案件4、総合体育館等の指定管理者の選定についての件を説明願います。立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）それでは、総合体育館等の指定管理者の選定についてご説明いたします。

資料をご覧ください。

1、指定管理者の選定についてですが、総合体育館等の現指定管理者の指定期間につきましては、令和元年度から令和5年度までとなっており、本来であれば、今年度において令和6年度を初年度とする指定管理者の選定を行う必要がありますが、令和5年から6年度には総合体育館の非構造部材耐震化を含む改修工事の実施設計業務を行うことから、実施設計が完了し、工事の工期等が確定しないと施設運営等に不確定な要素が多い。例えば、工事に伴い施設の休館が必要となった場合、全館休館や部分休館をどう設定するか、あるいは休館期間をどのくらい設定するかといったことが不確定であるため、公募による指定管理者を選定することは困難な状況でございます。

このため、現行の指定管理者制度に関する運用指針の一部を改正し、令和6年度の1年間に限り、現指定管理者による随意選定を行うものでございます。

なお、令和7年度を初年度とする指定管理者については、令和6年度に改めて公募により選定することとしたいと考えております。

次に、2、選定方法についてでございますが、指定管理者の選定は、現指定管理者によるこれまでの業務状況や、令和6年度の事業計画、収支計画等の事業提案を選定委員会において審査の上、選定するものでございます。

次に、3、指定管理者選定スケジュールについてでございますが、令和5年10月上旬には募集要項の作成、選定委員会委員の委嘱、第1回選定委員会を開催し、随意選定理由及び募集事項についてご承認をいただいた上で、11月上旬には申請書類を提出いただき、第2回選定委員会を開催し、事業提案内容の審査を行っていただく予定でございます。12月には指定管理者選定議案の議会上程、ご可決をいただければ告知を行い、令和6年1月上旬に指定管理者への通知、次年度当初より1年間、再指定する管理者による運営スタートというスケジュールを考えております。

以上で、総合体育館等の指定管理者の選定についての説明を終わります。

議長（河合弘樹君）ただいま説明がありました本件について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。田中豊一議員。

5番（田中豊一君）2、3、ちょっとお尋ねします。

まず、このやむを得んというのが何となく分かったんですけども、5年、6年で非構造部材の耐震化の実施設計業務というんですけど、この業務はいつからいつまでやる予定なんですか。もう契約とかできているんですか。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）実施設計については、まだ契約は行っておりません。現在、平成27年度に行いました修正設計を行っているところでございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）じゃ、その設計というのは、いつできるんですか。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）実施設計につきましては、平成6年度の11月頃を予定しております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）令和6年11月完了ということですか。今、平成と言いはったんで。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）すみません、令和6年度の11月に実施設計が完了する予定でございます。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）それで、11月に完成したら、その実施設計に基づいて積算をして、建築工事にかかるわけですが、これ、いつまで工事にかかるか、めどは立っていますか、工事の。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）実施設計をしてみないと、ちょっと分からない部分がございますが、令和7年度に工事ということを考えております。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ちょっと素人考えかも知れませんが、7年度に工事ということやったら、この期間がどんだけかかるかということやったら、この指定管理、1年延ばすということなんですか、2年ぐらい延ばさなあかんの違いませんか。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）実施設計につきましては、令和6年度の途中の中間報告をいただく予定をしております。そこで、令和7年度の工事の期間、休館も含めてどういう形になるのか出していただくというふうに考えております。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ちょっと聞いていることを答えてもらいたいですけれども、要するに工事がいつ終わるかによって、この指定管理の区間というのを2年ぐらい延ばさなあかんのじゃないですかというふうに心配しているんですよ。これでいったら1年でええというふうな感じですけど、そこらどうですか。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）利用者の利便性もちょっと考えておりますので、令和7年度、工事をするわけですが、段階的に開放できる場所とか、開館できる場所は利用者の方に利用していただきたいというふうに考えておりますので、2年間ということではないというものでございます。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）この1年間を延長する一番大きな理由というのは、実施設計を行った上で、建物の施設の休館期間、例えば全館休館が必要なのかどうか、あるいは部分休館をいつからいつまでするのか、これを日数ある程度確定しないと募集要項をつくる時の仕様書がつかれないという事情がありますので、実施設計ができた後に仕様書をつくるという流れになります。

ちょっとご心配いただいている、工事期間中は随意選定の2年目に入るのか入らないのか、この点については、休館中は、今、立石が申し上げたとおりで、部分休館しているときでも一部施設を使える場合が十分想定されるでしょうから、その日数、一部開館の日数ですね、このあたりもはっきりさせた上で募集要項をつくり、仕様書もつくと、そういう流れで今のところ考えておりますので、随意選定の期間は令和6年の1年、7年度は工事中ですけども、利用していただける期間があるので、7年度を初年度とした5年間の指定管理というのを考えてございます。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ちょっと細かい話で申し訳ないんですけども、6年の11月に実施設計が終わりますと、それから工事の仕様書というんか設計書とかというのをつくって、仮に、仮契約できても12月の議会にかけると、それぐらいの金額になるようには思うんですけども、建築工事の場合ね。それで、これ国の補助金もらってやる事業と聞いていますんで、そうなってくると、6年度は7年

の1月ぐらいから3月ぐらいまでしかないんですよ。

それで、非構造部材なんで、メインアリーナの天井というか上と、それからサブアリーナ、それとプール、温泉プールの上、その辺りがメインになってくるのかなと思うんですけども、ほかにもあるかも分かりませんが、それ順番に工事をするということなんですけれども、何か非常に、今のところ、そういうことが全然分からないんで、どういうスケジュールでいくかというのは実施設計が上がってこんど難しいですよということなんですけれども、僕は安全面のために2年ぐらい延ばしたらええんじゃないかなとは思っているんですけども、もう今の理事の説明では、6年だけ延ばして、7年は、もう次、何か支障があっても延ばさないということで解釈してよろしいんですか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）田中豊一議員のご心配の安全面のためという部分は、こちらとしても非常に心配はしてはおります。ただ、安全面が確保できなければ、そこは休館せざるを得ないというふうには考えております。

今回、随意選定を1年とする、あるいはそれについては、あくまで募集要項をつくる時に仕様書がつかれないという現状、不確定要素が多いので仕様書がつかれないという事情があるので、だから1年間だけ随意選定をしようというふうには考えております。

工事中の場合は、あくまで仕様が固まった上で、体育館をいつからいつまで、この部分を開けることができますという、そういう確定部分が設計が出来上がった段階で明らかになりますので、そこは日数に応じて、あるいはその工事の関係で開館する日数に応じて、設計金額も含めて、仕様書のほうはつくっていけるのかなというふうには考えておりますので、7年度の工事中であったとしても、この公募による5年間の1年として、公募による選定ができるのかなというふうには考えております。

以上です。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）ちょっと質問変えます。そういう意向ということやったら、それで進めてください。

選定委員会の委員ですけども、これ3月議会でも、私、一般質問させてもらったんですけども、次の指定管理の業者選定については、先ほども老人福祉センターの委員で6名とかということと、学識経験者2名と、それから住民、それと町の職員、幹部の方という話やったんですけど、選定委員会の委員の構成というのはどうなっているか、どういっておつもりなのか、教えてください。

議長（河合弘樹君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）委員6名以内で、学識経験者、利用者代表、町職員の中から組織していきたいというふうに考えております。

議長（河合弘樹君）田中豊一議員。

5番（田中豊一君）最後です。

これ、3月議会の一般質問でもさせてもらったんですけども、利用者代表というのは、やはり何とか委員という非常勤の特別職とかではなくて、純粋に住民のスポーツ団体の役員の方でお願いしたいと思います。これは要望です。

以上です。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。大林議員。

6番（大林隆昭君）同じく、この随意選定の年数なんですけれども、令和7年度で工事をやっているだろうと、休まないといけない日数なり休館しないといけない日数が決まるので指定管理に出せますということなんですけれども、民間の業者から言えば、突然、初年度にこれだけ休んでくださいという仕様書を出されると、なかなか手を挙げづらいんじゃないかなというところもあるんです。

今のところが引継ぎでやってくれるというのであれば、また話は違うとは思いますが、新たに熊取町のひまわりドームで、言い方悪いですけど、一もうけしようかというような業者が一番最

初にこれだけの日数休んでくださいという仕様書に手を挙げるかどうかという思いがあるんですが、そのあたりはどうお考えですか。

議長（河合弘樹君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）手を挙げづらいという想定は、ご指摘のとおり、あるのかもしれませんが。工事に伴って休館期間が発生した場合、利用者が利用者離れという形になってしまうという、そういう心配もあります。

この1年間を随意選定するときの仕様書のつくり方の一つではあるんですけども、その利用者離れをどんなふうに防げるかということもちょっとポイントになるのかなというふうに思っていますし、その次の7年度以降の5年間についても、実際利用者離れがしたときに、どういうふうにご利用者を元に戻していけるかということも募集要項の中に、いろんな提案いただく中の一つとして、そういうのも検討させていただかなあかんのかなというふうには考えてはおります。

以上です。

議長（河合弘樹君）大林議員。

6番（大林隆昭君）分かりました。

1年間、随意選定これからしていただいて、状況によっては、もう一年というところも考えてもいいんじゃないかなというのを要望しておきます。

議長（河合弘樹君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これをもって、案件4、総合体育館等の指定管理者の選定についての件を終了いたします。

議長（河合弘樹君）以上で本日の案件は終了いたしました。

ほかに何かあれば承ります。

（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で議員全員協議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「14時31分」閉会）

以上の協議会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議長

河合弘樹